



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 1
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）…………… 7
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（デジタル社会推進課）…………… 7
- 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村課）…………… 8
- 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則（高齢者福祉介護課）…………… 9
- 沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（青少年・子ども家庭課）…………… 9
- 沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）…………… 10
- 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（漁港漁場課）…………… 11
- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（空港課）…………… 12

規 則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「知事が」の次に「規則で」を加え、同条第2項中「諸証明」を「額」に、「額」を「諸証明」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 工業技術センター使用料

区分		単位	金額	備考
濃縮機器、乾燥機器及び加熱機器	エバポレーター	1時間につき	110円	
	中型ロータリーエバポレーター	同	210円	
	遠心エバポレーター	同	80円	
	凍結乾燥機	同	740円	
	中型凍結乾燥機	同	180円	
	熱風循環乾燥機	同	170円	
	真空乾燥機	同	960円	
	スプレードライヤー	同	690円	
	ドラムドライヤー	同	3,330円	
	乾燥機	同	350円	
	分析用電気炉	同	430円	
	電気炉	同	840円	

	高温電気炉 ガス窯 大容量試料循環装置	同 同 同	570円 1,070円 280円	
かくはん 攪拌機器、粉碎 機器及び混合機 器	ロータリーカッター式粉碎機 超遠心粉碎機 微粉粉碎機 気流式粉碎機 アトマイザー ホモジナイザー V型混合器 混合機 ジョークラッシャー ロールクラッシャー スタンプミル ポットミル トロンミル 小型攪拌播潰機 混練機 ロータップふるい振盪機 搾汁機	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	170円 150円 1,550円 2,580円 1,810円 2,360円 50円 380円 240円 550円 220円 130円 350円 140円 390円 460円 100円	
成形機器及び切 断機器	大型電動ミンサー 流動層造粒装置 自動タタラ成形機 射出成型装置 油圧シャー 金属粉末積層造形機 光造形方式造形機 粉末溶融積層方式造形機	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同	80円 990円 600円 4,630円 420円 9,120円 810円 4,470円	
設計支援機器、 金属加工機器及 び表面処理機器	旋盤 立フライス盤 開先加工機 NC旋盤 NCフライス盤 マシニングセンター レーザー加工機 ワイヤーカット放電加工機 高速細穴放電加工機 大型精密平面研削盤 被覆アーク溶接機 炭酸ガスアーク溶接機 TIG溶接機 ブラストマシン プレス機 熱処理装置 研磨装置 CAD/CAMシステム 流体解析用CAD/CAEシステム	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	790円 810円 1,070円 2,030円 2,110円 3,940円 3,000円 2,340円 340円 1,680円 560円 710円 350円 210円 910円 3,870円 310円 380円 2,580円	
遠心機器及びろ 過機器	遠心分離機 小型遠心分離機	1時間につき 同	260円 200円	
滅菌機器、培養 機器及びバイオ 関連機器	オートクレーブ インキュベーター 電磁波殺菌装置 振盪培養機 自動製麹装置 食品微生物迅速自動検査機 ATP拭取り機 自動コロニーカウンター 自動スパイラルプレーター ジュール殺菌装置 大型培養装置	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	180円 100円 2,430円 210円 2,380円 70円 220円 550円 570円 3,240円 1,690円	

	循環型培養装置 レトルト殺菌器 恒温恒湿器	同 同 同	1,520円 900円 500円	
光学機器及び計測機器	生物顕微鏡 デジタルマイクロスコープ 卓上型電子顕微鏡 非接触3次元測定機 画像測定装置 3次元座標測定装置 表面粗さ・輪郭形状測定機 真円度・円筒形状測定機	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同	370円 550円 1,820円 680円 400円 3,020円 880円 830円	
物性測定機器	レオメーター 崩壊試験器 錠剤摩損度試験器 溶出試験器 乾式粒度分布測定装置 示差熱分析装置 材料試験機 万能材料試験機 マイクロビッカース硬さ試験機 ロックウェル硬さ試験機 万能衝撃試験機 精密万能試験機 精密引張試験機	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	470円 30円 30円 150円 1,900円 1,290円 1,860円 1,670円 750円 200円 230円 1,990円 1,990円	
光分析機器	顕微FT-IR測定装置 マルチモードマイクロプレートリーダー 分光光度計 蛍光X線分析装置 X線回折装置 ハンドヘルド蛍光X線分析計 X線CT検査装置 蛍光X線膜厚計 ICP発光分光分析装置	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同 同	1,230円 300円 310円 2,100円 580円 1,040円 3,660円 660円 4,270円	
分離分析機器	イオンクロマトグラフ装置 高速液体クロマトグラフ装置 ガスクロマトグラフ質量分析装置 超高速ガスクロマトグラフ装置 順相用高速液体クロマトグラフ装置 におい嗅ぎ装置 卓上脱塩機	1時間につき 同 同 同 同 同 同	580円 990円 820円 1,930円 740円 3,050円 340円	
その他分析機器	TOC分析装置 加熱乾燥式水分計 示差走査熱量計 水分活性測定装置 ポータブル水分活性測定装置 酒類用振動式密度計 ポータブル色彩色差計 水蒸気蒸留装置（アルコール用）	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同	990円 20円 630円 570円 200円 120円 400円 140円	
その他機器	オゾン処理装置 中容量抽出装置 スチームコンベクションオーブン スモークハウス 温度データロガー 真空包装ホットパック ブライン凍結機 過熱水蒸気オーブン 無菌充填機 圧延式製麺機 反応蒸留装置 大容量送液ポンプ	1時間につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	890円 260円 340円 390円 180円 270円 720円 1,740円 1,800円 180円 790円 40円	

	高速溶媒抽出装置	同	1,670円	
--	----------	---	--------	--

2 工芸振興センター使用料

区分		単位	金額	備考
攪拌機器及び粉砕機器	万能ミキサー	1時間につき	140円	
	微粒子粉碎機	同	300円	
切断機器及び加工機器	コンピュータカッティングマシン	1時間につき	1,470円	
	NCルーター	同	1,700円	
その他機器	染色耐光試験機	1時間につき	680円	
	染色摩擦試験機	同	450円	
	染色洗濯試験機	同	450円	
	染色汗試験機	同	450円	
	糸引張試験機	同	520円	
	分光測色計	同	80円	
	環境試験機	同	400円	

3 保健所使用料

区分		単位	金額	備考
歯科処置料	ふっ 弗素塗布	1回につき	520円	
	歯口清掃	1顎につき	290円	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による健康診断料	ツベルクリン反応検査	1件につき	510円	直接撮影とする。
	レントゲン検査	同	1,450円	

別表第2（第2条関係）

1 工業技術センター手数料

区分		単位	金額	備考
定性分析	蛍光X線分析装置による分析	1試料につき	4,940円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	I C P 発光分光分析装置による分析	同	6,400円	
	赤外分光光度計による分析	同	4,970円	
	ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析	同	3,070円	
	質量分析計による分析	同	9,520円	
定量分析	I C P 発光分光分析装置による分析	1成分につき	8,360円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
	イオンクロマトグラフ装置による分析	同	3,260円	
	容量法による分析	同	3,820円	
	重量法による分析	同	3,820円	
	容量法及び重量法の組み合わせによる分析	同	6,170円	
	水の有機炭素濃度測定	1試料につき	2,930円	
	比色法による分析	1成分につき	3,340円	
	ガスクロマトグラフ質量分析装置による分析	同	5,350円	
	高速液体クロマトグラフ装置による分析	同	5,500円	
	水分測定	1試料につき	2,930円	

	灰分測定 塩分測定 総酸測定 還元糖測定 全糖測定 強熱減量測定 pH測定	同 同 同 同 同 同 同	2,900円 2,890円 2,890円 3,170円 3,170円 2,600円 1,280円	を加算する。
熱分析	耐火度試験 (SK20以下) 耐火度試験 (SK26以上) 熱膨張試験 熱天秤試験 示差熱分析	1 試料につき 同 同 同 同	1,890円 3,850円 1,650円 1,640円 2,020円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
材料試験	金属材料の引張試験	1 試料につき	1,530円	引張強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに490円を加算する。
	金属材料の圧縮試験	1 試料につき	1,560円	圧縮強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに490円を加算する。
	金属材料の曲げ試験 金属材料の衝撃試験 ビッカース硬さ試験 ロックウェル硬さ試験 ブリネル硬さ試験 無機材料の圧縮試験 無機材料の曲げ試験 樹脂材料の衝撃試験 滑り試験 色差測定	1 試料につき 同 同 同 同 同 同 同 同 同	1,540円 1,330円 1,130円 1,070円 1,650円 1,180円 1,070円 1,500円 1,480円 1,880円	
	精密万能試験機による強度試験	1 試料につき	1,420円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに750円を加算する。
	万能材料試験機による強度試験	1 試料につき	1,520円	強度測定に加えて他の測定を行う場合は、測定項目が増すごとに810円を加算する。
	吸水率測定 比重測定	1 試料につき 同	670円 670円	

精密測定	形状測定 表面粗さ測定	1件につき 同	1,870円 1,000円	
顕微鏡試験	光学顕微鏡試験	1枚につき	2,170円	
表面処理試験	塩水噴霧試験	1試料につき	1,680円	100時間を経過するごとに1,470円を加算する。
	複合サイクル試験	1試料につき	1,600円	100時間を経過するごとに1,560円を加算する。
	溶融亜鉛めっき皮膜厚さ測定 溶融亜鉛めっき付着量試験	1試料につき 同	1,830円 2,420円	
食品試験	酒類用振動式密度計によるアルコール度数測定 屈折計による糖度測定 一般生菌数測定 大腸菌群測定	1試料につき 同 同 同	780円 2,020円 3,390円 3,390円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
物理化学試験	X線回折試験 粒度分布測定	1試料につき 同	4,530円 2,320円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。
デザイン調整		1件につき	2,430円	1時間を経過するごとに1,920円を加算する。
成績書の複本		1通につき	420円	

2 工芸振興センター手数料

区分		単位	金額	備考
繊維の試験	引張り強さ及び伸び試験	1点につき	1,590円	
	番手(繊度)試験	同	1,210円	
	糸長試験	同	1,210円	
	撚り数試験	同	1,210円	
	曲げ試験	同	1,490円	
染色堅ろう度試験	耐光試験	1点につき	4,730円	日本産業規格6級までとする。

	洗濯試験 汗試験 摩擦試験	1点につき 同 同	1,560円 1,390円 1,390円	
染料、材料又は 薬剤測定試験	粒度分布測定試験	1点につき	1,410円	
物性試験	比重測定	1件につき	1,580円	
	含水率測定	1件につき	1,790円	絶乾重量法による場合
	塗料一般試験 乾燥試験	1件につき 同	1,770円 1,780円	
製品試験	家具強度試験 家具耐久性試験	1点につき 同	1,420円 14,650円	

3 諸証明手数料

区分	単位	金額	備考
契約又は契約の内容に関する証明手数料	1件につき	400円	
法人又は法人の役員に関する証明手数料	同	400円	
営業又は業務に関する証明手数料	同	400円	
経歴又は履歴に関する証明手数料	同	400円	
資格に関する証明手数料	同	400円	
健康診断書	1通につき	800円	
その他の証明手数料	1件につき	400円	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第19号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第5項中第25号を削り、第26号を第25号とし、第27号を削り、第28号を第26号とし、第29号から第31号の8までを2号ずつ繰り上げ、第72号の3から第75号までを削り、第76号を第73号とし、同表第7項に次の2号を加える。

71 既存建築物の用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

72 既存建築物の形態の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料

別表第31項第25号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第20号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年沖縄県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第4条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 生活保護法第55条の8第1項の規定に準じて外国人に対し行う被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第21号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成14年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「第30条の32第1項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を、「に係る本人確認情報」の次に「又は附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）」を加え、「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同項第2号中「本人確認請求」を「本人確認情報等」に改める。

第3条第1項中「本人確認情報開示に関する通知書」を「本人確認情報等開示に関する通知書」に、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に改め、同条第2項中「第30条の33第2項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加える。

第4条第1項中「第30条の32第2項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の開示は」を「本人確認情報等の開示は」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改め、同項ただし書中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第5条第1項中「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第6条の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第1項中「第30条の35」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同条第2項中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改める。

第1号様式中「本人確認情報開示請求書」を「本人確認情報等開示請求書」に改め、「第30条の32第1項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改める。

第2号様式中「本人確認情報開示に関する通知書」を「本人確認情報等開示に関する通知書」に、「本人確認情報に」を「本人確認情報等に」に改め、「第30条の32第2項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改める。

第3号様式中「本人確認情報開示期限延長通知書」を「本人確認情報等開示期限延長通知書」に、「本人確認情報に」を「本人確認情報等に」に改め、「第30条の33第2項」及び「第30条の33第1項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加え、「係」を「班」に改める。

第4号様式中「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に、「本人確認情報は」を「本人確認情報等は」に改める。

第5号様式中「本人確認情報訂正等申出書」を「本人確認情報等訂正等申出書」に改め、「第30条の35」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報等の」に、「本人確認情報確認書」を「本人確認情報等確認書」に改める。

第6号様式中「本人確認情報調査結果通知書」を「本人確認情報等調査結果通知書」に、「本人確認情報

の」を「本人確認情報等の」に改め、「第30条の35」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 この規則の施行の日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における改正後の住民基本台帳法施行細則の規定の適用については、同規則中「第30条の44の13」とあるのは、「第30条の44の12」とする。

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第22号

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則を廃止する規則

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第49号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第23号

沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

- 第1条 この規則は、沖縄県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年沖縄県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員配置の基準）

- 第2条 条例第10条第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 入所者の自立支援を行う職員 2以上
- (3) 栄養士又は調理員 1以上
- (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

（設備の基準）

- 第3条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能

能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第12条第4項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として1人とする。

イ 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、アの規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

ウ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とする。

エ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保つために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第4条 条例第18条の規則で定める給付金は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準第18条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（令和5年厚生労働省告示第110号）に規定する給付金とする。

2 条例第18条に規定する規則で定める金銭の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

2 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第53号）は、廃止する。

(居室の入所定員及び床面積に関する経過措置)

3 この規則の施行前に設置された施設における居室の入所定員及び床面積については、第3条第2項第1号ア及び同号ウの規定にかかわらず、当分の間、前項の規定による廃止前の沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第2条第2項第2号ア及び同号イの規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第24号

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

附則に次の1項を加える。

（準用）

- 3 第5条から第7条まで及び第15条の規定は、条例附則第2項に規定する交付金の交付について準用する。この場合において、第5条中「法第116条第1項第1号に掲げる」とあるのは「条例附則第2項に規定する」と、「場合は、特定期間の終了年度の2月末日までに」とあるのは「場合は」と、「第2号様式」とあるのは「第9様式」と読み替えるものとする。

第8号様式の次に次の1様式を加える。

第9様式（附則第3項関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県後期高齢者医療広域連合
広域連合長

交付金交付申請書

沖縄県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則附則第3項の規定により読み替えて準用する同規則第5条の規定により、次のとおり交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請金額 円
2 交付条件

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第25号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（沖縄県自然環境保全条例施行規則の一部改正）

- 第1条** 沖縄県自然環境保全条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第6号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（沖縄県漁港管理条例施行規則の一部改正）

- 第2条** 沖縄県漁港管理条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第11条中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に、「第8条の2」を「第17条」に改める。

第12条中「漁港漁場整備法施行規則第8条の2」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則第17条」に改める。

（沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則の一部改正）

- 第3条** 沖縄県国土交通省所管公共用財産管理規則（昭和55年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「漁港法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（沖縄県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第4条 沖縄県立自然公園条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。
 第19条第10号、第60号及び第70号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（沖縄県景観形成条例施行規則の一部改正）

第5条 沖縄県景観形成条例施行規則（平成7年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。
 第20条第6号ア中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第6条 沖縄県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年沖縄県規則第4号）の一部を次のように改正する。
 別表第1建築物の部11の項(2)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

（沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則の一部改正）

第7条 沖縄県希少野生動植物保護条例施行規則（令和2年沖縄県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条第1項若しくは第2項」を「第66条第1項若しくは第3項」に改め、同号エ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第18条第1号キ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改め、同号ク及びサ並びに同条第7号イ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第23条第1号ウ中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第40条」を「第66条」に改める。

第38条第1項第2号ウ(7)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第26号

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年沖縄県条例第25号）の施行期日は、令和6年5月1日とする。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--